

告 示

埼玉県告示第七百二十六号

令和四年埼玉県告示第七百八十七号で公示した公共測量は、令和六年三月二十九日終了した旨測量計画機関でさいたま市丸ヶ崎土地区画整理組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年六月十四日

埼玉県知事 大野元裕